

3 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

▶ 一般国民向け周知啓発活動

6月に電波利用のルールに関するポスター約1,500枚、リーフレット・車体シール約28,000枚を、建設・工事関連や自動車・運輸関連（いずれも国、県の機関を含む）、放送事業者、流通関連（ホームセンターなど）等の483ヶ所に送付し、掲示・配付を依頼することにより、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関して周知・啓発を実施しました。（図18参照）

10月にラジオ放送による広報として、民放ラジオ17社で延べ340回の放送と、JR九州、福岡市地下鉄の車輛、熊本市・長崎市・鹿児島市の路面電車及び北九州モノレールへの7日間の中吊り広告や主要駅構内でのポスター約1,500枚の掲出による周知・啓発を実施しました。

また、電波の生体への影響に関して地域住民が抱く不安や疑問を払拭し、正しい知識と理解を深めることを目的に、電波の安全性に関する説明会を平成30年1月に佐賀市で開催しました。

▶ 無線設備の販売店等への要請

無線機器等の販売店9事業者に対して、試買テスト（※）に基づく販売自粛の要請を行いました。

※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかどうかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業者や販売業者へ改善を要請する制度をいいます。

▶ 流通分野における周知・啓発活動

ホームセンター、ディスカウントショップ、家電量販店、自動車用品店、無線機器等の販売店53店舗を訪問し、販売されている無線利用機器の市場調査及び法令遵守の説明を行うことにより、販売店の意識向上を図るとともに、電波法令に違反する商品の販売自粛の要請活動を実施しました。（図19参照）

図18 掲示・配布依頼先の内訳

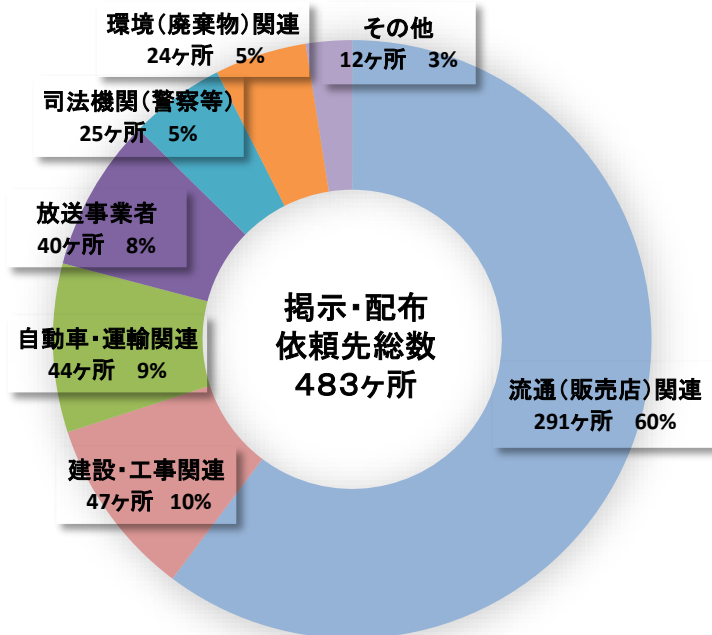


図19 流通分野訪問店舗の内訳

